

# 嵐山町体育施設 感染防止対策確認シート

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記の各項目を遵守し体育施設をご利用ください。

各項目を遵守できない等の場合は、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の使用許可を取り消したり、途中退場を求めたりすることがありますので予めご了承ください。

## 利用者が遵守すべき事項

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
  - ア 体調がよくない場合(例：発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合)
  - イ 同居家族や身近な知人などに感染が疑われる方がいる場合
  - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② スマートフォン／タブレット型 PC 等の接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスなどを活用すること
- ③ 屋内施設の換気を十分に行い、屋内外問わずスポーツを行っていないときはマスクを着用すること
- ④ 必要に応じ石鹸、消毒液等を用意し、こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること(学校敷地内のトイレ利用時は持参した消毒液で消毒作業を行う)
- ⑤ 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離(できるだけ 2m 以上)を確保すること(障がい者の誘導や介助などを行う場合を除く)
- ⑥ 水分補給を除く飲食はしないこと
- ⑦ 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑧ 施設利用前後のミーティングや懇親会等は行わないこと
- ⑨ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- ⑩ 利用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

## 運動・スポーツを行う際の留意点

- ① 十分な距離の確保
  - ア 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること(介助者や誘導者などの必要な場合を除く)
  - イ 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
  - ウ 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること(※)感染予防の観点からは、少なくとも 2m の距離を空けることが適当である
- ② 位置取り：走る・歩く動作においては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- ③ 運動・スポーツ中に、唾や痰などを吐くことは極力行わないこと
- ④ タオルの共用はしないこと
- ⑤ 可能な限りスポーツ用具は持参すること。共用のスポーツ用具を使用する場合は、使用前後に用具を消毒液等で消毒を行うこと
- ⑥ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(グラウンド等)に捨てないこと

## 代表者が取りまとめる情報

利用団体もしくは利用者の代表者は、以下の事項を記載した参加者全員の情報をとりまとめて少なくとも 1 か月保管してください。場合により提出を求めることがあります。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)
- ② 利用当日の体温
- ③ 利用前 2 週間における以下の事項の有無
  - ア 平熱を超える発熱
  - イ 咳、のどの痛みなど風邪の症状
  - ウ だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)
  - エ 嗅覚や味覚などの異常
  - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
  - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
  - キ 同居家族や身近な知人などに感染が疑われる方がいる場合
  - ク 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

[参考]社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(スポーツ庁)  
令和 3 年 10 月 21 日 嵐山町教育委員会